

診療報酬算定の疑義解釈、項目名称変更のお知らせ 及び「総合検査依頼書」誤字のお詫び

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび厚生労働省保険局医療課事務連絡（平成 18 年 3 月 31 日）により疑義解釈資料の連絡がありましたので、関連箇所の一部をご案内申し上げます。

また、弊社受託項目の第Ⅷ因子様抗原につきまして、下記のように項目名称を変更しさせて頂く事に致しましたので、併せてご案内申し上げます。

敬 具

2006 年 4 月

【記】

◇ 対象項目

成長ホルモン(GH)尿中

クレアチニン・クリアランス(Ccr)

24 時間クレアチニン・クリアランス

尿素クリアランス

第Ⅷ因子様抗原(蛋白量)

AFP定性

項目名	変更内容	新	従来
成長ホルモン(GH)尿	実施料	130 点	230 点
	判断料	生化学的検査Ⅱ	尿・糞便等検査
Ccr及び 24 時間Ccr	実施料	削除	150 点
尿素クリアランス	実施料	削除	150 点
第Ⅷ因子様抗原	項目名称	フォン・ウィルブランド [®] 因子抗原量	第Ⅷ因子様抗原
	実施料	150 点	190 点
	判断料	血液学的検査	免疫学的検査

総合検査依頼書の誤り

APF定性	実施料	(正):34 点	(誤) : 31 点
Ccr及び 24 時間Ccr	実施料	(正):なし	(誤) : 150 点